



流山市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査（学校事務）を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

平成30年2月15日

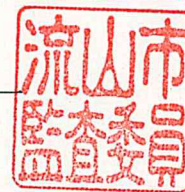
流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功



平成 2 9 年度

隨時監査(学校事務)報告書

流山市監査委員

目 次

| | | |
|-----|--------------|---|
| 第 1 | 監査を実施した監査委員名 | 1 |
| 第 2 | 監査の種類 | 1 |
| 第 3 | 監査の対象 | 1 |
| 第 4 | 監査の期間 | 1 |
| 第 5 | 監査の範囲 | 1 |
| 第 6 | 監査の目的及び方法 | 1 |
| 第 7 | 監査の結果 | 2 |

平成29年度流山市随時監査（学校事務）報告

第1 監査を実施した監査委員名

佐々木 健一

海老原 功一

第2 監査の種類

随時監査（学校事務）

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第5項の規定に基づく随時監査として実施した。

第3 監査の対象

流山市立おおたかの森小学校

流山市立おおたかの森中学校

所管 教育委員会学校教育部

教育総務課・学校教育課・指導課

第4 監査の期間

自 平成29年10月2日

至 平成29年12月18日

実地による本監査実施日

平成29年11月17日

第5 監査の範囲

平成29年4月1日から同年9月末日までに執行された行財政に関する事務事業

第6 監査の目的及び方法

流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号）に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか検証することを目的とした。

監査の実施に当たっては、監査の対象部課に係る事務事業について、関係書類の提出を求め、かつ、関係職員から説明を聴取した。

なお、本監査実施日においては、監査委員が同席して関係書類を審査するとともに、関係職員に説明を求めた。

対象部課に提出を求め、又は実地に調査した関係書類は、次のとおりで

ある。

- 1 公印使用簿（学校長印・職務代理者印等）
- 2 文書整理簿
- 3 切手・はがき受払簿
- 4 服務整理簿
- 5 出勤簿
- 6 旅行命令簿
- 7 時間外勤務命令簿
- 8 予算差引簿
- 9 備品台帳
- 10 図書台帳
- 11 薬品管理台帳
- 12 以下の書類は、必要に応じ提出を求めて審査した。
 - ・ 予算執行伺書 A・B・C
 - ・ 契約書（請書）
 - ・ 支出負担行為票 A
 - ・ 完成、完了（納）届
 - ・ 検査、検収調書
 - ・ 請求書
 - ・ 支出票 A
 - ・ その他関係書類

第7 監査の結果

1 総合意見

本監査は平成16年度から毎年数校ずつ実施しており、本年度で市内全ての小中学校を一巡した。

今回対象となったおおたかの森小学校・おおたかの森中学校の事務執行は、おおむね適正に行われていたものの、薬品管理台帳や服務整理簿、出勤簿の取扱いに一部誤りのある事項などが見受けられた。これまでの監査で指摘した内容と重複する事項もあることから、本監査で改善を求めた事項については、対象部課及び各小中学校内で情報を共有し、同じような事務の誤りを繰り返すことがないように、学校全体での改善を図られたい。

2 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「指摘事項等一覧」（表1）のとおり、指摘事項、検討・要望事項及び注意事項（表2）が認められた。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

指摘事項等一覧（表1）

| 部課名等 | 指 摘 事 項 | | | | | | | | 検 討 要 望 事 項 | 注 意 事 項 |
|-----------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|-------------------|------------|
| | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | 計 | | |
| おおたかの森小学校 | | | 1 | | | | | 1 | 1 | 1 |
| おおたかの森中学校 | 2 | | | | | | | 2 | 0 | 2 |
| 教育総務課 | | | | | | | | 0 | 1 | 0 |
| 学校教育課 | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 指導課 | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 3 |

[指摘事項]

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等、監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

事故が発生するおそれがある事項

・薬品管理台帳について、沸騰石の使用前量の記載がなかった。事故の発生を未然に防ぐためにも、台帳への記載を徹底されたい。

(おおたかの森小学校)

法律、条例、規則等に反している事項

・サービス整理簿について、休暇時間の記載に誤りがあった。休暇時間の誤りに伴い、出勤簿の退勤時間にも変更が生じたことから、適正な休暇時間及び勤務時間の記載を求める。

(おおたかの森中学校)

・出勤実績がないにもかかわらず出勤簿では出勤となっていた。勤務日数の誤りに伴い、賃金支給額に変更が生じたことから、適正な事務の執行を徹底されたい。

(おおたかの森中学校)

(2) 検討・要望事項

学校現場で管理している予算差引簿の摘要コードと支払事務を担う部課の支出伝票関係の摘要コードに不一致が散見された。支払事務を担う部課においては、摘要コードを変更した場合は、現場への連絡・確認を確実にし、予算差引簿と支出伝票関係の摘要コードに齟齬がないよう適切な管理を要望する。

(おおたかの森小学校・教育総務課)

(3) 注意事項（措置対象外）

注意事項については、速やかに適正な対応を講じるよう求めており、全て対応済みである。

注意事項一覧（表2）

| 注 意 事 項 | 部 課 名 等 |
|-----------------------------------|-----------|
| 出勤簿について、校長印の押印漏れがあったもの | おおたかの森小学校 |
| 予算差引簿について、納品日や納品金額などの記載誤りが散見されたもの | おおたかの森中学校 |
| 消耗品について、実際の納品日と納品書の納品日に不一致があったもの | おおたかの森中学校 |